

佐賀市立小中学校学校運営支援室協議会設置要綱

1 設置目的

学校運営支援室が共同実施を円滑に進めるため、学校運営支援室協議会（以下「支援室協議会」という。）を設置する。

2 組織

支援室協議会は、次に掲げる者で構成する。

- ・ 教育委員会の担当職員
- ・ 中心校および連携校の校長
- ・ 共同実施主任
- ・ 学校運営支援室の室長
- ・ 学校運営支援室の事務職員
- ・ 教頭の代表

3 会長

- (1) 支援室協議会には会長を置く。
- (2) 会長には、中心校の校長を充てる。
- (3) 会長は、会務を総括し、支援室協議会を代表する。

4 会議及び協議事項

支援室協議会は、必要に応じて会長が召集し、その主宰のもと次の事項について協議する。

- ・ 学校運営支援室の運営に関する事
- ・ 学校運営支援室の調整に関する事
- ・ その他共同実施に関する事

5 事務局及び事務局長

- (1) 支援室協議会は中心校に事務局を置く。
- (2) 事務局には事務局長を置き、事務局長は支援室協議会の会長を補佐し、支援室協議会の円滑な運営に努める。
- (3) 事務局長には学校運営支援室長を充てる

6 その他

この要綱に定めるもののほか、支援室協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。